ご家族の方の**健康診断**に対し、補助金が受けられることをご存知でしょうか？

令和７年４月１日～令和８年３月３１日 受診分の請求、まだ間に合います！

● パート勤務をされており、お勤め先等で健康診断を受診された方

勤務先にて健康診断を受診され、受診後の健診結果と請求書を当組合へご提出いただきますと
情報提供料として５，０００円の補助 が受けられます。

補助を受けるための必須項目は、※特定健診項目になります。

※特定健診項目

- 身体計測：身長、体重、腹囲（体型のチェック）
- 血液検査：脂質、血糖、肝機能（血液の状態）
- 血圧・尿検査：血圧、尿糖、尿蛋白（循環器や腎臓などの内臓のチェック）
- 問診：日頃の生活習慣について

● 自費で人間ドック等の健康診断を受診された方

・当組合より発行される、特定健康診査受診券の特定健診項目以外にも受けたい健診項目がある
・特定健康診査受診券が利用できる医療機関が近くにない
・４月１日以降の年度途中に組合に加入し、特定健康診査受診券の発行対象外であった

など、**自費で特定健診項目が含まれた検査を実施、受診後の健診結果と領収書、請求書を当組合へご提出いただきますと、上限１０，０００円の補助 が受けられます。**

▼ 特定健診を受診し、インフルエンザ予防接種を受けられた方

インフルエンザ予防接種補助料請求書 ＋ 領収書（写）を当組合へご提出いただきますと、
上限２，５００円の補助 が受けられます。

令和７年度分同様、令和８年度分の請求も受け付けております。
ご提出がまだの方、上記の補助金制度を是非ご活用ください。
（※ 特定健康診査受診券にて受診された方は補助金の請求はできませんので、ご注意ください。）

【お問合せ】 給付課 保健事業係
TEL:045-641-3400